脱炭素社会の実現に向けた施策の推進に関する連携協定書

　大阪市（以下「甲」という。）と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まちWe’llの代表会社である阪急電鉄株式会社（以下「乙１」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙２」といい、乙１と乙２を総称して「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携することによって、大阪市域における再生可能エネルギーの導入促進をはじめとした脱炭素社会の実現に向けた施策を推進し、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」に掲げる「ゼロカーボンおおさか」の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について相互に連携するものとする。

（１）再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

（２）脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に関する事項

（３）その他環境負荷が低い公共交通機関の利用促進など脱炭素社会の実現に資する事項

２　前項各号に掲げる事項の具体的な実施内容については、甲乙別途合意の上、決定する。

（広報）

第３条　前条第２項に基づき実施する内容に関して広報を行う必要があるときは、甲乙連携してこれを行うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定の締結日から令和８年３月31日までとする。ただし、期間満了の１ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、期間満了の翌日から１年間継続することとし、以降も同様とする。

（解約・変更）

第５条　本協定の有効期間中であっても、甲乙の協議の結果、合意した場合は、いつでも本協定を解約することができる。ただし、甲乙の協議の結果、合意に至らない場合は、甲及び乙のいずれかから３ヵ月前までに書面による解約通知をすることで、本協定を解約することができるものとする。

２　前項の場合、甲及び乙は、相手方に対し何らの損害賠償責任を負わない。

３　甲及び乙は、本協定の変更を希望する場合は、変更実施予定日の１ヵ月前までに、相手方へ書面をもってかかる旨を通知し、協議の上、変更するものとする。ただし、甲乙合意による場合は、いつでもこれを行うことができる。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく取組みにおいて、相手方から秘密を明示して開示された情報を、相手方の同意なくして第三者に開示してはならず、かつ、第１条の目的以外で使用してはならない。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

　本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年（2025年）5月20日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） | 大阪府大阪市北区中之島１丁目３番20号 |
|  | 大阪市 |
|  | 大阪市長　　横山　英幸 |

　　　　　　　　　　　 （乙）　地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まちWe’ll

|  |
| --- |
| 代表(乙１) |
| 大阪府大阪市北区芝田一丁目16番１号 |
| 阪急電鉄株式会社 |
| 代表取締役社長　嶋田 泰夫 |

地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まちWe’ll

|  |
| --- |
| 代表(乙２) |
| 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 |
| 代表取締役社長　長谷川 一明 |